

2019年度和歌山県主任介護支援専門員更新研修 実施要項

- 1 目的 主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修に係る研修修了証明書の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくための必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。
 - 2 実施機関 一般社団法人 和歌山県介護支援専門員協会（073-421-3066）
 - 3 受講対象者 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者のうち、別紙「和歌山県主任介護支援専門員更新研修の受講対象者について」のとおりとする。
 - 4 研修日程 下記日程のとおり
ただし、研修日程・会場は、受講人数等の都合により、今後変更する場合がありますので、ご了承ください。
 - 5 定員 200名
 - 6 受講申込先 下記申込先に郵送で提出してください。
(1) 提出書類 主任介護支援専門員更新研修申込書
(研修申込書の添付書類を含む)
(2) 申込先 〒640-8319
和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 12階
和歌山県介護支援専門員協会
TEL 073-421-3066
(3) 提出期限 2019年3月22日(金)【必着】
 - 7 受講決定 受講決定通知は、2019年6月上旬に申込者あて通知する予定です。
受講決定通知が届かない場合は、申込先に連絡してください。
- ※定員等の都合により、主任介護支援専門員有効期間・介護支援専門員有効期間・申込順等の条件を勘案し、受講決定（コース決定を含む）をします。来年度以降の受講をお願いすることもありますので、予めご了承ください。

※決定通知後のコース変更は定員や演習グループ編成の都合上原則できません。

※申込書には第二希望までご記入ください。第一希望のみを記入し、第一希望のコースが定員超過の場合は受講できません。
- 8 受講料 受講料は、資料代を含め、46,000円程度となる予定です。
金額及び納付方法は、受講決定通知時にお知らせします。
 - 9 修了証明書 (1) すべての研修科目を修了と認めた場合のみ交付します。
(2) 欠席、遅刻、途中退席した場合、修了証明書の交付はできません。

(3) 主任介護支援専門員有効期間は次のとおりです。

- ①平成 26 年度までに主任介護支援専門員の資格を取得した方
初めて受講する**主任介護支援専門員更新**研修の修了日から5年ごと
 - ・今回が初回の場合は、今回受講する主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間
 - ・今回が2回目以降の場合は、現有効期間満了日から5年間
- ②平成 27 年度以降に主任介護支援専門員の資格を取得した方
主任介護支援専門員研修の修了日から5年ごと

10 個人情報の取扱い

「研修申込書」に記載された個人情報については、適正管理を行い、当該研修における運営管理以外の目的に利用することはありません。

各研修の修了証を紛失した場合はそれぞれ各問合せ先へご相談ください

- 平成 25 年度までの主任研修、平成 28 年度までの主任更新研修
和歌山県長寿社会課 ☎073-441-2520 (手数料がかかります)
- 平成 26 年度以降の主任研修、平成 29 年度以降の主任更新研修
和歌山県介護支援専門員協会 ☎073-421-3066 (手数料がかかります)
- 法定外の研修
各研修主催者まで

研 修 日 程 (主任介護支援専門員更新研修)

※受講決定について

- ・定員等の都合により、主任介護支援専門員有効期間・介護支援専門員有効期間・申込順等の条件を勘案し、受講決定（コース決定を含む）をします。来年度以降の受講をお願いすることもありますので、予めご了承ください。
- ・決定通知後のコース変更は定員や演習グループ編成の都合上原則できません。
- ・申込書には第二希望までご記入ください。第一希望のみを記入し、第一希望のコースが定員超過の場合は受講できません。

※コース、時間及び会場の詳細は、受講決定通知時にお知らせします。

和歌山県勤労福祉会館プラザホープ、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛

| | 第1日目 | 第2日目 | 第3日目 | 第4日目 | 第5日目 | 第6日目 | 第7日目 | 第8日目 |
|------|----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| Aコース | A・B 合同開催 6/27 (木) | 7/22 (月) | 7/23 (火) | 8/9 (金) | 8/10 (土) | 8/26 (月) | 8/27 (火) | 9/24 (火) |
| Bコース | | 7/29 (月) | 7/30 (火) | 8/31 (土) | 9/1 (日) | 9/12 (木) | 9/13 (金) | 9/25 (水) |

和歌山県主任介護支援専門員更新研修の受講対象者について

標記研修の受講対象者については、次の1～6までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者。

- 1 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者（※1）
- 2 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者（※2）
- 3 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（※3）
- 4 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー（※4）
- 5 介護支援専門員実務研修におけるケアマネジメントプロセスを経験する実習において主に指導した実績のある者（※5）
- 6 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

※1 「介護支援専門員に係る研修」とは、法定研修を指す。

- ・介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者として、法定研修実施機関が発行する「講師実績証明書」の原本を提出できる者であること。（現在の主任介護支援専門員有効期間内の講師実績に限る。）

※2① 「法定外の研修等」

- ・地域包括支援センター、介護支援専門員協会（日本、ブロック、県、県内各支部）、日本ケアマネジメント学会が主催する介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質的向上を目的とした研修。
- ・上記以外の団体等の主催で、県が相当の研修と認めた研修。

② 「年4回以上」

- ・毎年度4月～翌年3月までの1年間で4回以上かつ4時間以上とする。
ただし、主任介護支援専門員更新研修受講年度は含まない。
- ・やむを得ない理由等により、次回更新までに年4回未満の年度がある場合については、研修受講前年度までに総研修時間数を満たしていれば可とする。

③ 「研修修了の証明」

- ・研修修了の証明が必要であり、「研修受講日・内容・時間数」が含まれている修了証明書等の写しを受講申込書に添付するものとする。

※3 「研究大会等」

- ・日本ケアマネジメント学会、介護支援専門員協会が行う全国大会・ブロック大会も含まれる。但し、発表抄録の発表者であること。
- ・確認書類として、大会冊子の表紙・プログラムや分科会のテーマ・発表抄録の写しを受講申込書に添付するものとする。

※4「認定ケアマネジャー」

- 「認定書」の写しを受講申込書に添付するものとする。
ただし、有効期間内のものに限る。

※5「主に指導した実績」

- 介護支援専門員実務研修の実習において、主に指導した実績のある主任介護支援専門員として、県が発行する「実習受入れ証明書」の写しを提出できる者であること。ただし、主任介護支援専門員有効期間内のものに限る。

主任介護支援専門員更新研修の事例について

主任介護支援専門員更新研修の受講には、他のケアマネジャーに対して指導・支援を行った事例提出が必要であり、事例の提出ができない場合は受講・修了ができません。

①事例の内容

各自がケアマネジメントした事例ではなく、他のケアマネジャーに対して指導・支援を行った事例であること。自分の事例ではありませんので注意してください。

(実務研修の実習生に対しての指導は含みません。)

②提出する事例数

以下の類型中で3類型以上が備わった事例を1事例

1事例で3類型以上が備わらない場合は、2事例以上を提出することで満たしてください。

詳細については、受講決定時にお知らせします。(申込時点では事例提出は不要です)

《研修で使用する類型》

| 項目 | 項目名 | キーワード例 |
|----|--|--|
| A | 看取り等における看護サービスの活用に関する項目 | 痛みの改善の取組・生活機能低下における対応・死の受容に関する事・緩和療法・葬儀に関する相談対応・遺品に関する相談対応・生きがいのの実現・看護サービス利用について 終末期の支援 等 |
| B | リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する項目 | 筋力低下改善・日常運動の強化・リハビリテーション実施・住宅改修・福祉用具利用・外出支援・高齢者の外出先の開発・外出時の休息やトイレについて・機能強化ロボット使用 等 |
| C | 認知症に関する項目 | 初期診断に関する対応・地域ネットワーク構築・認知症の理解・環境変化における対応・行動障がい取組・認知症治療に関する事・精神疾患における医学的・心理的な状況 等 |
| D | 入退院時における医療との連携に関する項目 | 医療チームへの伝達・介護チームへの伝達・説明責任・難病の取組・医療の活用・入院における介護負担に関する事・入退所におけるコンプライアンスに関する事・高齢者に多い入院を伴う疾患・感染症・等 |
| E | 家族への支援の視点が必要な項目 | 家族に疾患がある場合の対応・利用者と家族の受け止め方が違う場合の対応・家族が本人の生活機能に強く影響する場合の対応・家族間の関係性を対応した 等 |
| F | 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する項目 | 地域支援・社会資源と特徴と対応・社会資源との連携・社会資源介入と対応・地域特性と社会資源の関係・生活保護制度・成年後見制度利用・虐待事例 等 |
| G | 状態に応じた多様なサービス地域密着サービスや施設サービス等の活用に関する項目 | 住み替えの対応・生活機能促進、利用者の主体的な選択に関する対応・説明と同意に関する事・施設サービスの対応・地域密着サービスの対応・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス・小規模多機能居宅介護活用 等 |